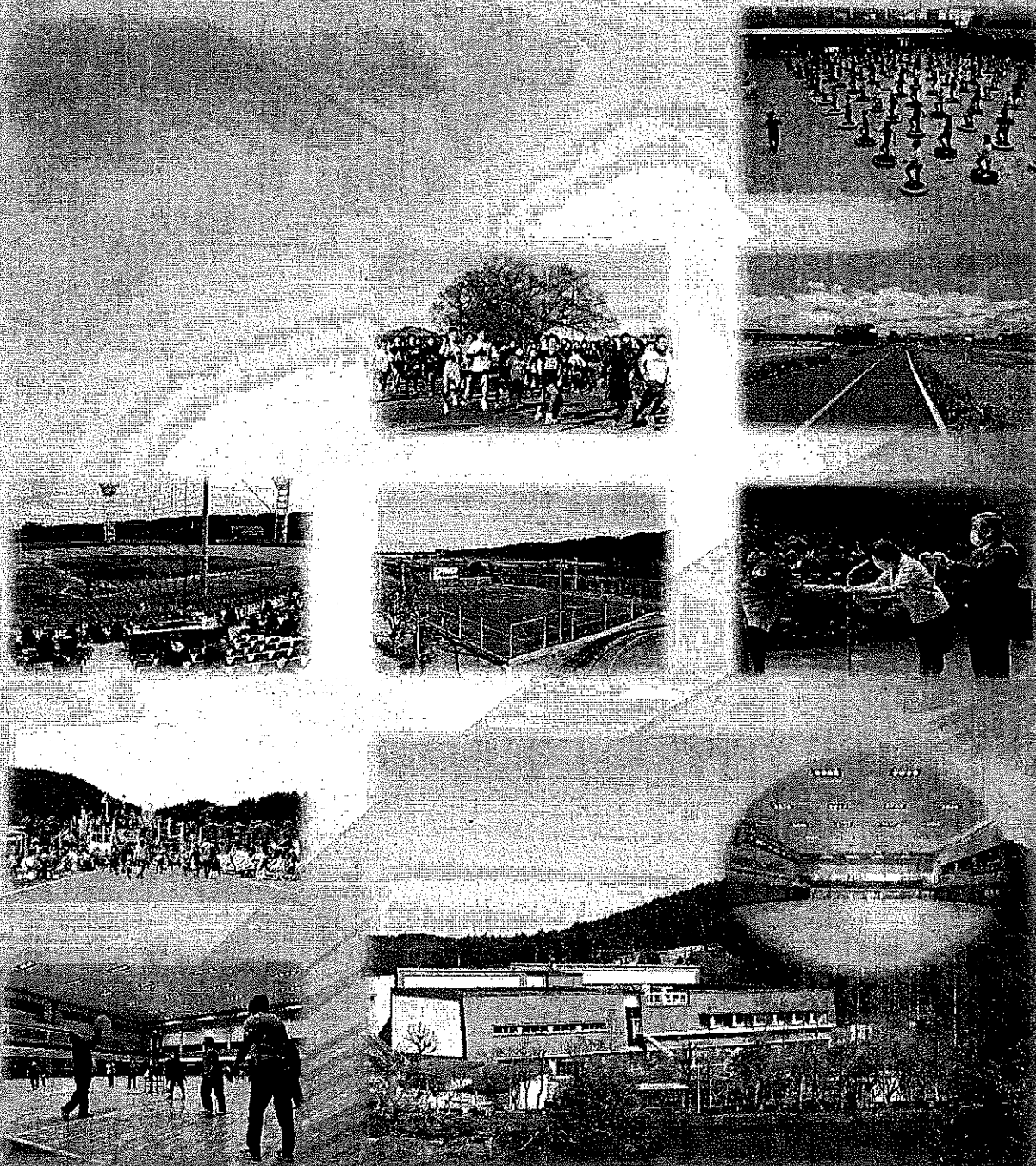


第2次 島田市スポーツ振興推進計画



令和5年3月
島田市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 本計画における「スポーツ」の定義.....	2
第2章 島田市のスポーツの現状整理	3
1. 島田市の人口推移.....	3
2. 市民のスポーツ実施状況.....	4
3. 市内の公共スポーツ施設.....	5
4. 市内のスポーツ施設の利用状況.....	6
5. 市民アンケート調査結果からみた島田市の現状.....	8
第3章 計画の基本的な考え方	11
1. 基本理念.....	11
2. 計画の目標.....	11
3. 施策の体系.....	12
第4章 施策の展開	13
施策の柱1 心身ともに健康な人づくり.....	13
(1) 市民スポーツの推進.....	13
(2) 総合型地域スポーツクラブの育成.....	15
(3) 障害者スポーツの支援・普及.....	15
(4) 子どものスポーツの推進.....	16
施策の柱2 スポーツ交流の促進.....	17
(1) スポーツ合宿の誘致.....	17
(2) 全国規模のスポーツイベントの開催.....	18
(3) 競技力の向上.....	19
施策の柱3 スポーツ施設の整備.....	20
(1) スポーツ施設の整備と維持管理.....	20
第5章 計画の推進に向けて	22
第6章 資料編	23
1. スポーツ基本法（平成23年法律第78号）.....	23
2. 策定経過.....	33

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年我が国では、高齢者の増加に伴い、要介護者も増加し、介護の担い手不足や負担増が社会問題となっています。また、メタボリックシンドローム¹やロコモティブシンドローム²という言葉が認知されてきているように、働き盛りの世代であっても肥満傾向や運動機能の低下がみられ、将来的に生活習慣病になったり、介護を必要とする状態になったりすることが危惧されます。子ども・若者であっても、数年後、数十年後を見据えた生活習慣を身に付けなければ、健康を維持することはできません。すべてのライフステージにおいて、日頃から規則正しい生活をしていくことが、可能な限り健康な状態を維持するためにも必要です。

運動・スポーツは、介護予防としても習慣的な運動が推奨されています。また、リフレッシュにもなり、近年問題となっている心の健康の維持・向上にも有意義だとされているほか、年代を問わず一緒に楽しむことで世代間交流としての役割も果たします。このように、スポーツは心身の健康と密接に関わっていることから、市民の積極的な運動やスポーツを推進していくことが重要です。

当市では、平成25年3月に「島田市スポーツ振興推進計画」を策定し、市民の誰もがスポーツを通じて地域コミュニティの形成を図るとともに、健康で明るい活気に満ちた豊かな市民生活が送れるよう「市民ひとり1スポーツ」を目標に掲げ、子どもから高齢者までが手軽に楽しめて、継続できる生涯スポーツの普及・促進を図ってきました。

今年度が本計画の最終年度となることから、スポーツを取り巻く環境の変化や前計画の進捗状況を踏まえ、市民がよりスポーツにふれる機会が増加するよう、日常での運動機会充実や様々なスポーツへの関わり方の情報発信、市民スポーツ大会に向けた取組みなどを盛り込み、「第2次島田市スポーツ振興推進計画」を策定しました。

2. 計画の性格

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、島田市が生涯スポーツ社会の実現、またスポーツを通じたひと・まちづくりを目指すための計画で、文部科学省が策定した「スポーツ立国戦略（平成22年8月）」、「第3期スポーツ基本計画（令和4年3月）」、静岡県が策定した「静岡県スポーツ推進計画（令和4年3月）」を参酌し、当市の実情に合わせて策定するものです。

また、本計画は、市の施策方針である「第2次島田市総合計画（平成30年3月）」を踏まえ、行政、スポーツ関係団体、学校、地域など社会全体でスポーツに取り組む方向性を示したものです。

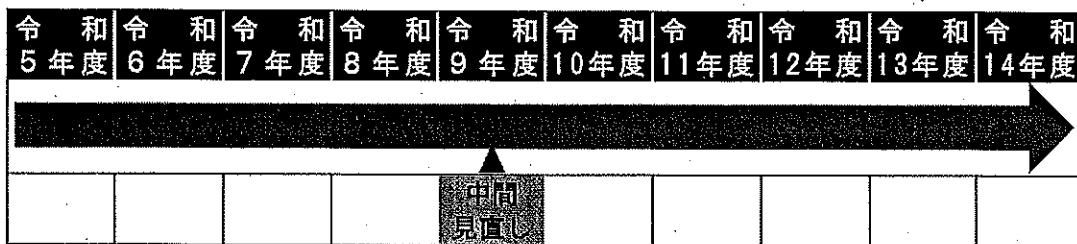
¹メタボリックシンドローム：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。

²ロコモティブシンドローム：運動器（骨・関節・筋肉・神経など）の障害によって立ったり歩いたりするための身体能力（移動機能）が低下した状態のこと。進行すると将来介護が必要になるリスクが高くなる。

3. 計画の期間

本計画は、開始年度を令和5年度とし、令和14年度までの10年間を計画期間とします。この計画に基づく施策の推進状況や社会情勢の変化等を考慮し、5年後の令和9年度に中間の見直しを行います。

ただし、計画の期間中に社会環境や経済状況、生活様式など状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直すことがあります。



4. 本計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目、学校体育だけにとどまらず、散歩やジョギング、レクリエーションなど、楽しむことや軽く体を動かすことを主な目的とした活動もスポーツとします。

■当市のスポーツ振興におけるSDGs

当市の最上位計画である島田市総合計画では、地方創生や地域課題の解決のため、総合計画に位置付けた施策に取り組むことは、当市が掲げる将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現だけではなく、SDGsの理念「誰一人取り残さない」社会の実現を図ることにもつながるとして、総合計画の施策の柱ごと目的を同じくするSDGsの17のゴールを表記し、そのつながりを明確化しています。

総合計画のスポーツに関する施策の柱である「生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やす」では右記のゴールとの関連が示されています。

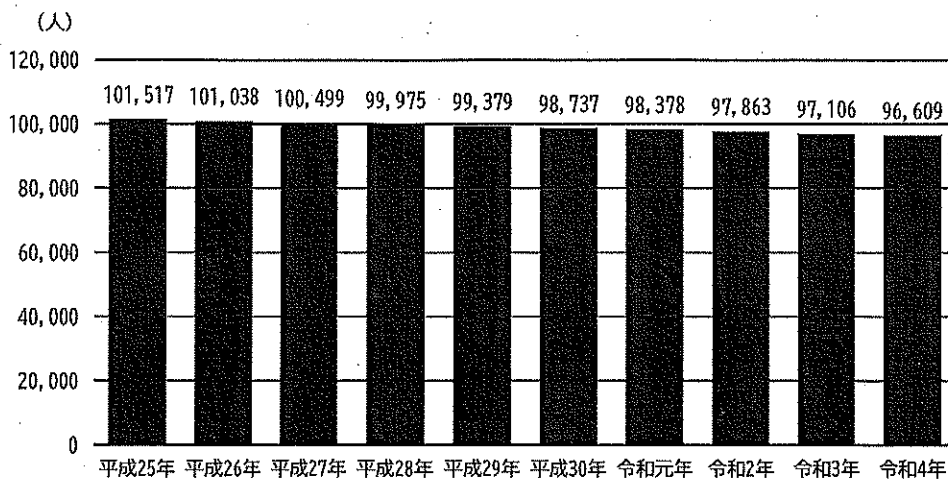


第2章 島田市のスポーツの現状整理

1. 島田市の人口推移

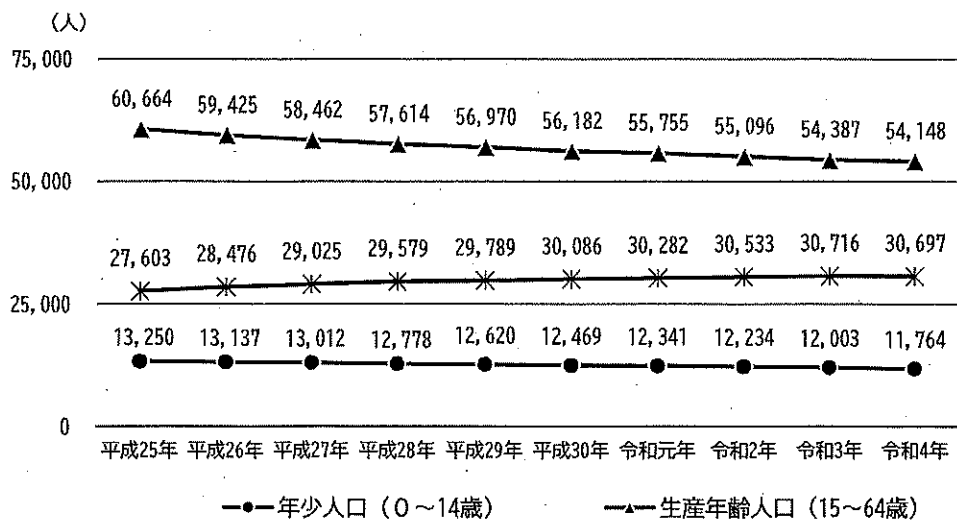
総人口はおおむね横ばいで推移し、年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口が減少傾向であるのに対し、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しているといえます。

■総人口の推移



資料：地域生活部市民課（各年10月末現在）

■年齢階級別人口の推移



資料：地域生活部市民課（各年10月末現在）

2. 市民のスポーツ実施状況

当市では、子どもから高齢者まですべての市民が参加できる生涯スポーツを推進するため、各種スポーツ教室を開催してスポーツ人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた多世代間交流や地域コミュニティの形成を推進しています。

■各種教室の開催と受講状況

() 内受講者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ニュースポーツ教室	69回 (1,010人)	70回 (1,178人)	69回 (1,034人)	35回 (368人)	42回 (508人)

資料：スポーツ振興課（各年度3月末現在）

■ジュニアスポーツクラブ事業の開催と受講状況

() 内受講者数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ミニバスケットボール	20回 (31人)	20回 (19人)	20回 (18人)	10回 (21人)	14回 (23人)
バレーボール	20回 (37人)	20回 (28人)	20回 (35人)	10回 (29人)	13回 (27人)
陸上	18回 (56人)	18回 (52人)	19回 (28人)	10回 (16人)	20回 (24人)
水泳	20回 (27人)	20回 (32人)	20回 (29人)	10回 (32人)	20回 (32人)
硬式テニス	—	20回 (24人)	20回 (28人)	10回 (28人)	19回 (49人)
合計	78回 (151人)	98回 (155人)	99回 (138人)	50回 (126人)	86回 (155人)

資料：スポーツ振興課（各年度3月末現在）

■島田市スポーツ少年団登録状況

	団体数	登録者数（団員）	指導者数
平成29年度	34団体	951人	217人
平成30年度	34団体	891人	207人
令和元年度	33団体	859人	202人
令和2年度	32団体	793人	211人
令和3年度	32団体	829人	206人

資料：スポーツ振興課（各年度3月末現在）

3. 市内の公共スポーツ施設

市内には島田市総合スポーツセンター「ローズアリーナ」をはじめとした多くの公共スポーツ施設があります。特に大井川沿いには広場や球技場が多く配置されています。

■島田地区

名称	所在地	施設概要
総合スポーツセンター「ローズアリーナ」	野田 1689 番地	【メインアリーナ】バレーボール3面・バスケット2面 バドミントン8面 【サブアリーナ】バレーボール2面・バスケット1面 バドミントン4面 【プール】25m×8コース、ジャクジー、幼児用プール 【武道室】柔剣道場2面 【弓道場】近的6人立ち など
横井運動場公園	横井四丁目地先	島田球場、島田第2球場、人工芝サッカー場
大井川マラソンコース リパティ	大井川河川敷左岸	マラソン専用コース 17.9 km (他地域含む)
大井川緑地	大井川河川敷左岸	陸上競技場、サッカー場、ソフトボール場、 グラウンド・ゴルフ場
大井川さくら緑地	大井川河川敷右岸	サッカー場、グラウンド・ゴルフ場、ソフトボール場など
中央公園庭球場	野田 1689 番地	テニスコート4面
伊太庭球場	伊太 1303 番地の3	テニスコート4面

■金谷地区

名称	所在地	施設概要
金谷体育センター	金谷栄町 3431 番地	バレーボール2面 など
かなや大井川緑地	大井川河川敷右岸	グラウンド・ゴルフ場、人工芝サッカー場、野球場、 多目的広場、ソフトボール場 など

■川根地区

名称	所在地	施設概要
川根体育館	川根町身成 4647 番 地の3	バレーボール2面
川根野球場	川根町身成 3294 番 地の56	野球場1面
家山ふれあいスポーツ 広場	川根町家山 4153 番 地の1先	ソフトボール場、テニスコート3面、グラウンド・ゴルフ場、 多目的広場

4. 市内のスポーツ施設の利用状況

当市では、島田市総合スポーツセンターをはじめとした各種スポーツ施設の整備を積極的に進めるとともに、市内の小中学校の体育施設を開放しています。また、夏季は小学校のプールを一般開放し、市民の健康づくりの場として利用を促進しています。

■学校体育施設の利用状況

事業名	場所		利用件数				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市立学校施設開放 (屋内運動場)	小・中学校	24 か所	6,195 件	6,090 件	5,717 件	5,046 件	4,878 件
市立学校施設開放 (武道場・卓球室)	中学校	5 か所	1,012 件	973 件	853 件	792 件	845 件
夜間照明開放	小・中学校	10 か所	1,058 件	1,034 件	848 件	885 件	833 件
計		39 か所	8,265 件	8,097 件	7,418 件	6,723 件	6,556 件

資料：スポーツ振興課（各年度3月末現在）

■小学校プール開放事業利用状況

学校名	利用人数				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
島田第一小学校	1,012 人	1,097 人	1,447 人	—	1,360 人
島田第二小学校	892 人	833 人	1,137 人	—	644 人
島田第三小学校	998 人	609 人	1,340 人	—	1,075 人
島田第四小学校	1,271 人	1,364 人	—	—	1,058 人
島田第五小学校	556 人	532 人	771 人	—	735 人
大津小学校	413 人	368 人	536 人	—	387 人
六合小学校	1,310 人	1,142 人	1,471 人	—	1,328 人
六合東小学校	847 人	837 人	995 人	—	785 人
初倉小学校	909 人	535 人	948 人	—	814 人
初倉南小学校	799 人	790 人	1,029 人	—	749 人
神座小学校	135 人	107 人	180 人	—	125 人
伊太小学校	305 人	279 人	314 人	—	368 人
川根小学校	264 人	172 人	410 人	—	572 人
金谷小学校	1,272 人	1,133 人	1,598 人	—	1,161 人
五和小学校	—	827 人	1,062 人	—	924 人
合計	10,983 人	10,625 人	13,238 人	—	12,085 人

資料：スポーツ振興課（各年度3月末現在）

■主な社会体育施設利用状況

施設名		利用人数				
		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
島田地区	総合スポーツセンター	336,308人	318,517人	319,656人	223,351人	260,845人
	中央公園庭球場	25,755人	24,648人	25,928人	24,666人	26,584人
	親子プール	6,108人	4,403人	3,212人	3,085人	3,023人
	島田球場	12,478人	15,541人	10,437人	8,950人	8,974人
	島田第二球場	8,827人	9,366人	7,632人	7,035人	7,939人
	横井人工芝サッカー場	31,660人	32,192人	31,512人	26,770人	27,208人
	陸上球技場	19,203人	14,775人	18,124人	2,890人	10,616人
	サッカーグラウンド	22,043人	23,887人	25,419人	21,820人	13,825人
	ソフトボールグラウンド	94,222人	52,173人	47,068人	43,988人	55,766人
	阿知ヶ谷グラウンド	2,599人	3,268人	3,231人	2,726人	3,210人
伊太庭球場	5,256人	3,409人	4,306人	3,940人	4,530人	
金谷地区	金谷体育センター	28,711人	27,769人	27,128人	19,025人	18,659人
	金谷プール	966人	1,195人	1,387人	651人	1,059人
川根地区	川根野球場	1,618人	1,883人	1,151人	1,066人	824人
	川根体育館	2,336人	2,980人	3,000人	2,534人	2,179人
合計		598,090人	536,006人	529,191人	392,497人	445,241人

資料：スポーツ振興課（各年度3月末現在）

5. 市民アンケート調査結果からみた島田市の現状

(1) 調査の概要

調査対象：住民基本台帳により、18歳以上の市民3,000人を抽出

調査期間：令和4年9月27日～令和4年10月11日

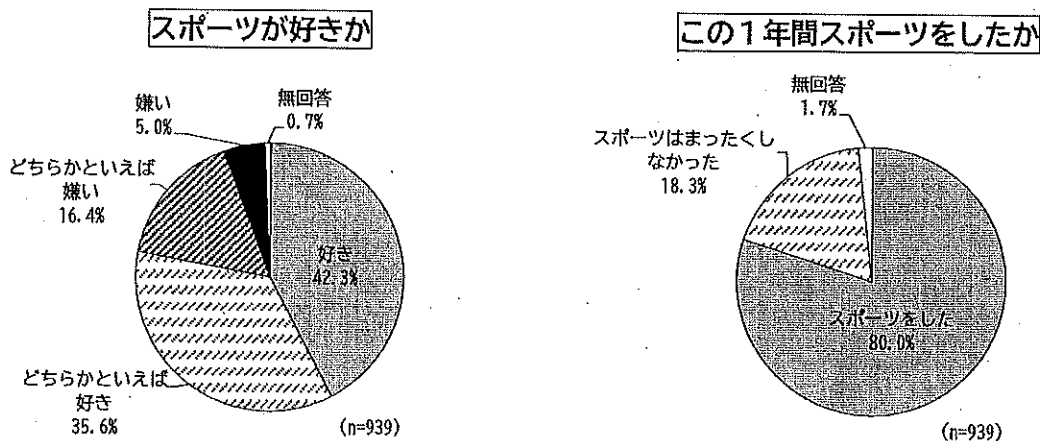
調査方法：郵送配布・郵送回収

回収結果：

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
3,000票	951票	939票	31.3%

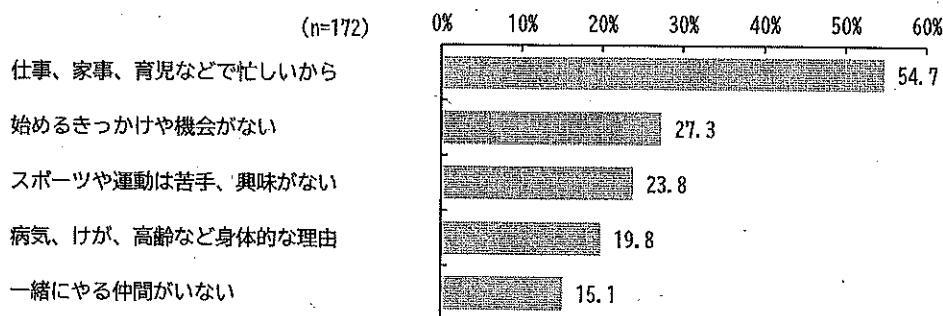
(2) スポーツへの意識と実施状況

スポーツが好き（好き+どちらかといえば好き）と回答した人、この1年間に何らかのスポーツを実施した人はともに約8割と、多くの市民がスポーツに好意的に取り組んでいることがうかがえます。実施したスポーツとしては、「ウォーキング」、「体操」、「ランニング」などが多く挙げられていました。



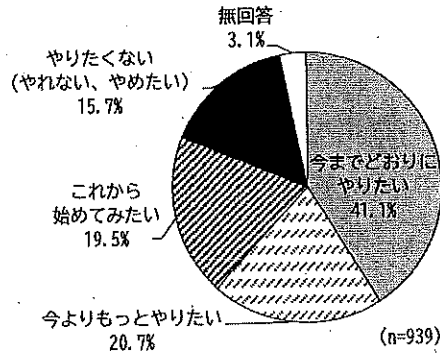
(3) スポーツをしない理由

「仕事、家事、育児などで忙しいから」という理由でスポーツをしなかった人が最も多く、「始めるきっかけや機会がない」も上位に選ばれており、気軽にできるスポーツの普及やスポーツをするきっかけづくりが必要です。



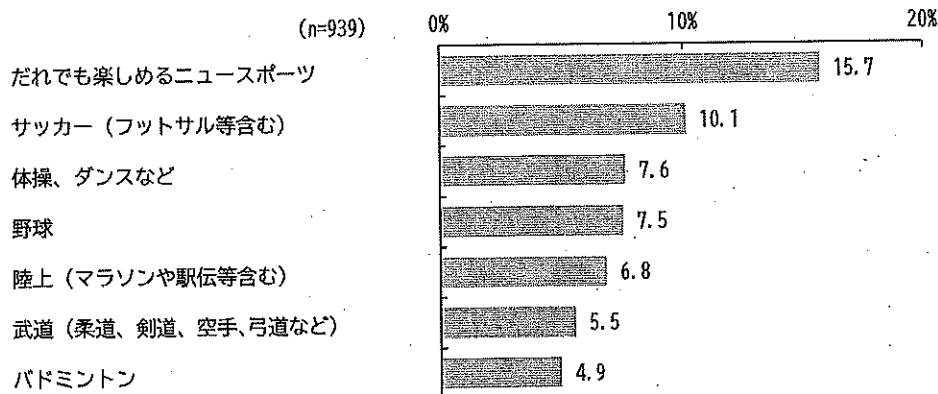
(4) 今後のスポーツ活動への意向

約8割の人が、継続してスポーツをしたい、またはこれから始めたいと回答しており、市民のスポーツ活動への意欲は高いことがうかがえます。やりたいスポーツとしては、「ウォーキング」、「フィットネス」、「サイクリング」などが多く挙げられていました。



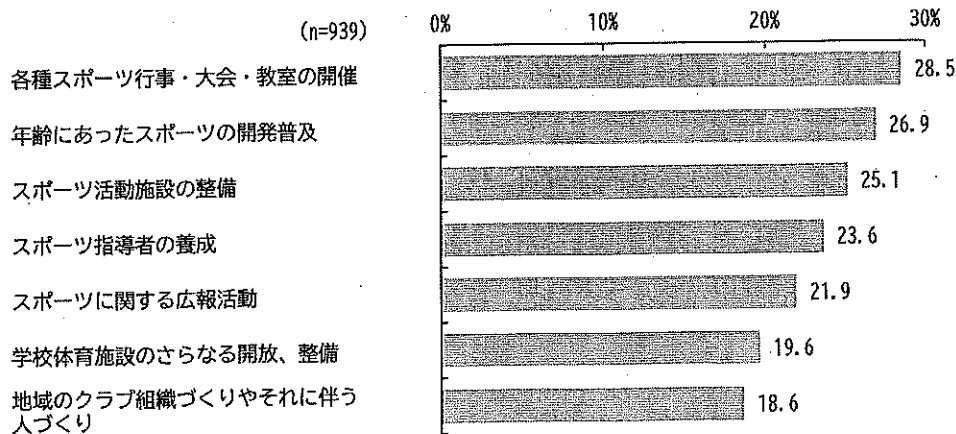
(5) 今後、市に推進してほしいスポーツ

推進してほしいスポーツでは、ニュースポーツが多く挙げられました。市ではトランポウオークなどニュースポーツを推進しており、今後も継続していくことが重要です。



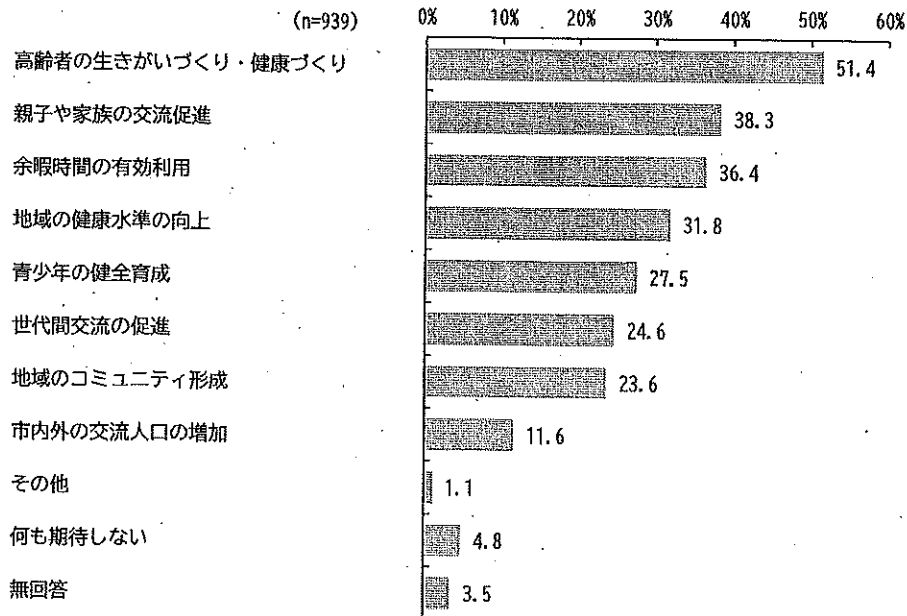
(6) スポーツを盛んにするために重要なこと

「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が28.5%と最も多く、次いで「年齢にあったスポーツの開発普及」が26.9%、「スポーツ活動施設の整備」が25.1%などとなっています。



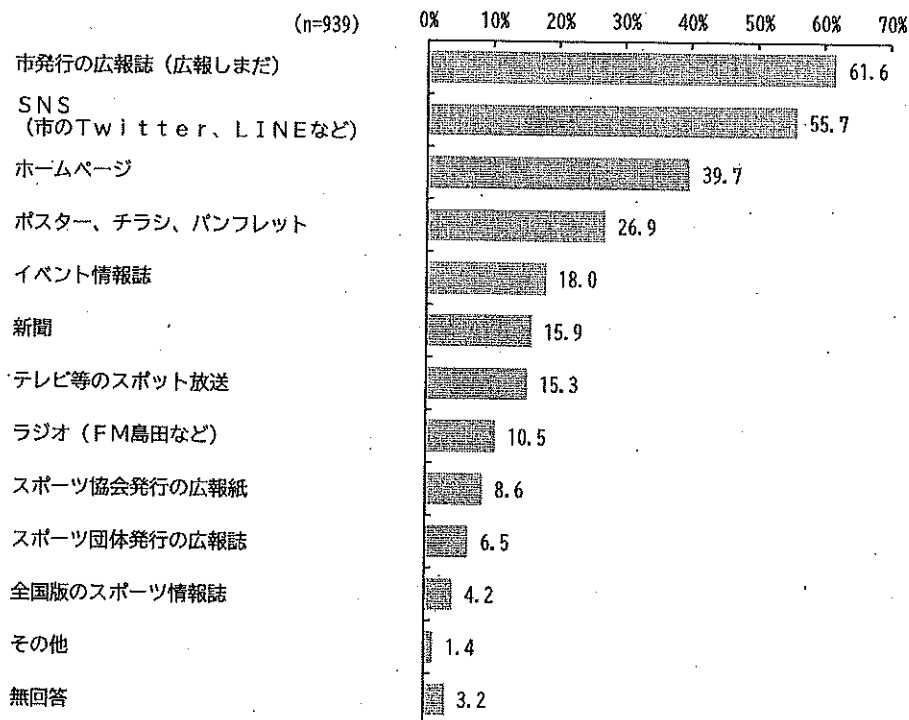
(7) スポーツの社会的効果等について期待すること

「高齢者の生きがいづくり・健康づくり」が51.4%と最も多く、次いで「親子や家族の交流促進」が38.3%、「余暇時間の有効利用」が36.4%などとなっています。



(8) スポーツに関する情報発信

今後、島田市のスポーツ情報をどのような形で発信していくのが望ましいかでは、「市発行の広報誌（広報しまだ）」が61.6%と最も多く、次いで「SNS（市のTwitter、LINEなど）」が55.7%、「ホームページ」が39.7%などとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、国の「スポーツ基本計画」、県の「スポーツ推進計画」の趣旨に基づき、かつ、島田市の「島田市総合計画」の政策と整合性をとりながら策定します。

子どもからお年寄りまでの誰もがスポーツに親しむことができるまちを目指して、以下の基本理念を定めます。

生涯スポーツを楽しむ人を増やす

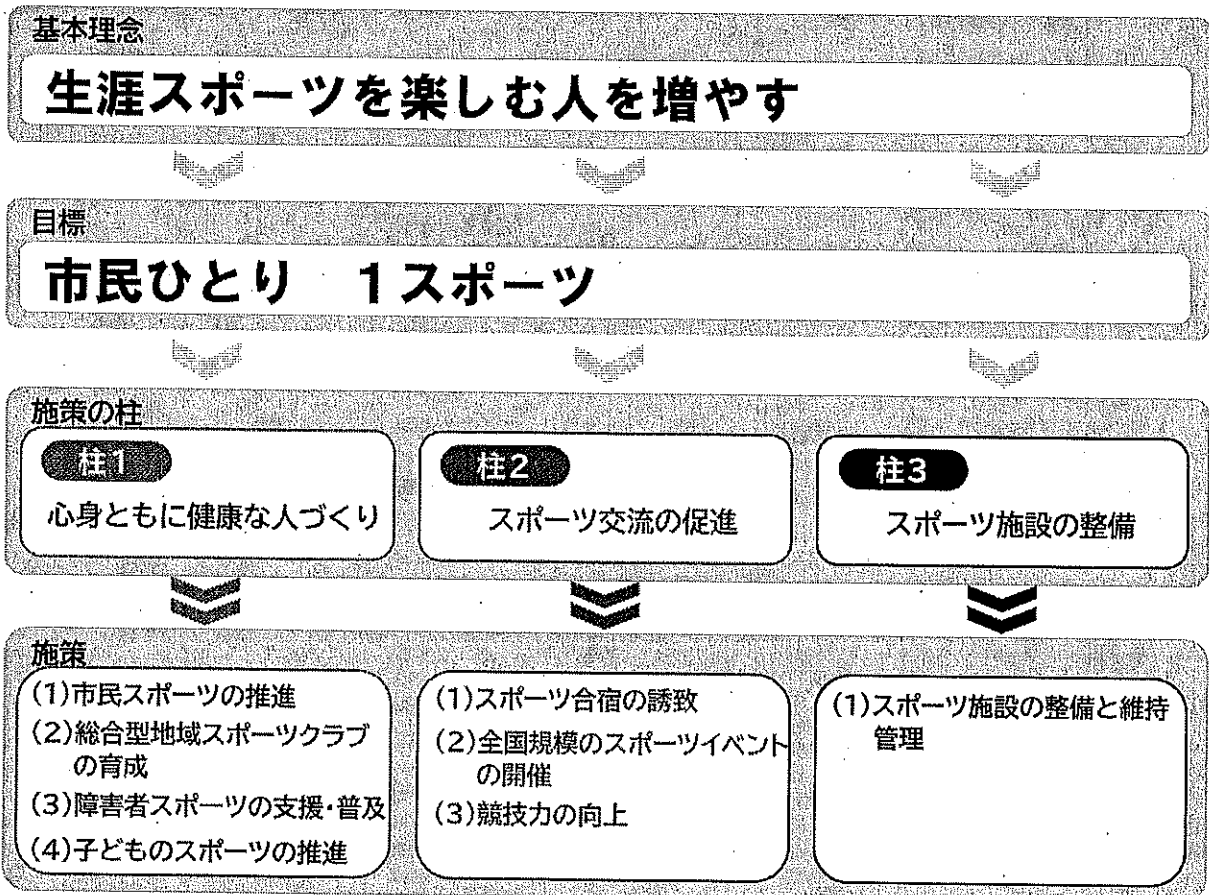
2. 計画の目標

生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やし、島田市総合計画で掲げる将来像である「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現するため、以下の目標を定めます。

市民ひとり 1スポーツ

3. 施策の体系

本計画の基本理念および目標の実現に向け、3つの「施策の柱」を定め、柱に沿った施策を設定し、スポーツの推進を図ります。



第4章 施策の展開

施策の柱1 心身ともに健康な人づくり

■めざそう値（第2次島田市総合計画 後期基本計画より）

	基準値 (R1)	目標値 (R7)
スポーツ教室の延べ参加者数	1,034人	1,350人

(1) 市民スポーツの推進

市民アンケートでは、スポーツが好きと回答した人、この1年間でスポーツを実施した人はともに約8割と、多くの市民がスポーツに好意的に取り組んでいます。市民がそれぞれのライフステージで気軽にスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室や大会等を開催するとともに、ニーズの高いニュースポーツの普及・促進を図ります。また、身近なスポーツ施設として学校体育施設を開放するなどして、市民のスポーツ習慣の醸成を目指します。

①生涯スポーツの普及・推進

スポーツに親しむ機会を増やすため、総合スポーツセンターをはじめ小・中学校の体育施設等を会場に各種のスポーツ教室を開催するほか、スポーツ推進委員と連携し、誰でも気軽にできるニュースポーツ等に関する調査研究を行い、普及・定着を図ります。

事業名	内容
スポーツ推進委員の資質向上	国・県が開催する実技研修会への参加を促進し、地域におけるスポーツ活動の充実を図ります。
スポーツに関する研究	スポーツニーズの把握及び誰でも気軽にできるニュースポーツや健康を意識したスポーツの研究を行います。
スポーツ教室の開催	スポーツ推進委員の指導のもと、気軽に運動する機会を定期的に設け、ニュースポーツの普及活動を行います。
スポーツ推進委員派遣事業	スポーツの普及・推進及び健康づくりのため、市内各地区で自主的に開催するスポーツ教室に、講師としてスポーツ推進委員を派遣します。（派遣要請に応じて実施）
トランポウオークの普及	健康への関心が高まる中、身体にやさしく健康効果の高い中高齢者向けのスポーツとしてトランポウオークの普及活動を行います。
自主的なスポーツ活動への誘導	各種教室等の受講者が、自主的に持続した活動が展開できる体制づくりを支援します。
スポーツ情報の提供	市民がスポーツ情報を手軽に入手できるように、広報紙や市ホームページなどを活用して、分かりやすいスポーツ情報を提供します。

②市民スポーツ大会の開催

市と地域や競技団体が連携し、より多くの市民がスポーツに親しみ、参加したくなる魅力あるスポーツイベントを開催します。

また、参加者等が相互の交流を深めることで、スポーツを通じた地域活性化、まちづくりを推進します。

事業名	内容
各種市民スポーツ大会	年間を通じ各種大会を開催します。
みんなで走ろう元日マラソン	毎年元日にマラソン大会を開催します。(毎年1月1日)
みんなで歩こうトランポウォーク	毎年1回、約300人によるトランポウォーク大会を開催します。
桜まつり走ろう会	毎年川根地区の桜まつり期間中に、マラソン大会を開催します。(毎年3月下旬)

③学校体育施設の開放

地域住民にとっても身近に利用できる小・中学校の屋内運動場及び屋外運動場夜間照明施設等を開放し、スポーツに親しむ場を提供します。

事業名	内容
学校体育施設等地域開放事業	小・中学校の屋内運動場、武道場及び屋外運動場夜間照明施設を市民に開放し、スポーツの推進と健康増進を図ります。
小学校プール開放事業	夏休みの期間中、市内小学校のプールを開放して、子どもたちの水泳競技の普及を図るとともに、健康づくりの場を提供します。

④向上心の醸成

各種大会で優秀な成績を収めた選手や団体、指導者に対しその功績をたたえる制度を確立させ、その偉業を広く市民に周知し向上心の醸成を図ります。

事業名	内容
スポーツ賞(章)の授与	表彰基準に基づき市及びスポーツ協会が賞(章)を授与します。
スポーツ関係各種大会出場者に対する報奨金制度	交付基準に基づき各種大会(全国大会)出場者に報奨金を交付します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブは、市民が身近な地域でスポーツに親しむことができるクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるものです。

また、スポーツ庁・文化庁においては運動部活動の地域移行を推進しているところであり、総合型地域スポーツクラブは、その受け皿としても期待されており、スポーツ推進においてこれまで以上の役割が求められることから、設立・運営に係る支援を行うほか、地域における核となる人材の確保や次世代リーダーの育成を後押しするなど積極的な支援を進めます。

①クラブの設立及び運営支援

市民が地域の学校施設や公共スポーツ施設などを活用し、「だれでも」、「いつでも」、「世代を超えて」、「好きなレベルで」、「いろいろなスポーツ」を楽しめる環境の整備に向け、また「まちづくり」の手法としても捉えた総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。

事業名	内容
総合型地域スポーツクラブ支援	静岡県広域スポーツセンターや関係団体との連携を図り、その地域の実情に合わせた新たなスポーツクラブの設立や、既存のクラブを含めた運営の支援をします。

(3) 障害者スポーツの支援・普及

障害のある人のスポーツ活動を支援する体制づくりに努め、障害の有無にかかわらず、地域に住むすべての人が互いに理解を深めることを目指します。

事業名	内容
障害者スポーツ教室への支援	要望に応じスポーツ推進委員を講師として派遣します。
障害者スポーツ大会への支援	要望に応じ各種大会を支援します。
パラリンピック等出場者の支援	パラリンピックを含む世界大会や、著名な全国大会で活躍する、当市にゆかりのある選手を支援します。
障害者スポーツの普及	スポーツ推進委員の指導のもと、ボッチャ等の障害者スポーツの普及活動を行います。

(4) 子どものスポーツの推進

次世代を担う子どもたちが幼少期からスポーツに親しみ、その楽しさや喜びを実感できる環境づくりに学校及び地域が協力、連携して取り組みます。*子どもの市町村* *地域*

なお、中学生の運動部活動に関しては、令和5年度から地域の実情に合わせて徐々に移行することとなっています。各スポーツ団体等との協議や実践研究を進めることで課題等を精査し、中学生がスポーツに取り組める環境を整えていきます。

①学校体育における充実

島田市の教育方針のもと、学校体育の充実を図り、人と人とのつながりを通じた体力向上と心身ともに健康な体づくりを支援します。

事業名	内容
体力向上事業への支援 〔教育委員会事業支援〕	児童生徒の体位・体力を把握し、それに基づいた食育指導や体育の授業改善・充実を支援します。
運動部活動への支援 〔教育委員会事業支援〕	中体連活動への支援や中学校部活動外部指導者助成事業を支援します。

②地域におけるスポーツ活動の充実

児童を対象とした各種スポーツ教室を開催し、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりを推進します。また、島田市スポーツ少年団本部の活動を支援し、子どもたちの健全育成を図ります。

事業名	内容
ジュニアスポーツクラブ事業	小学校高学年の希望者を対象に、各種競技団体のスポーツ指導者のもとで、基礎体力の養成や競技力の向上を目的としたスポーツ活動を行います。 (ミバスケ、バレーボール、陸上、水泳、テニスなど)
スポーツ教室への支援 〔スポーツ協会事業支援〕	スポーツ協会が主催する幼児と児童を対象としたスポーツ教室の運営を支援します。 (体育クラス・器械体操クラス・新体操クラス)
スポーツ少年団本部への支援 〔スポーツ少年団事業支援〕	スポーツ少年団本部と連携し、スポーツ少年団への加入率向上や、魅力ある活動が展開できるよう運営を支援します。
スポーツ少年団指導者研修会 〔スポーツ少年団事業支援〕	スポーツ少年団本部による少年団指導者等を対象とした研修会の開催を支援し、子どもの健全な育成に対する理解を深めます。
スポーツ指導者の育成 〔スポーツ少年団事業支援〕	日本スポーツ協会や静岡県スポーツ協会が開催する各種講習会への参加を促進します。
姉妹都市スポーツ少年団交流事業 〔スポーツ少年団事業支援〕	姉妹都市である富山県氷見市とのスポーツ少年団による交流事業を支援します。

施策の柱2 スポーツ交流の促進

■めざそう値（第2次島田市総合計画 後期基本計画より）

	基準値 (R1)	目標値 (R7)
全国大会に出場した市民・団体の数(個人)	82人	90人
全国大会に出場した市民・団体の数(団体)	11団体	15団体

(1) スポーツ合宿の誘致

スポーツ合宿の誘致は、全国レベルの競技者との触れ合いにより市民のスポーツへの関心の高まりや技術力・競技力の向上等、市民スポーツの振興が図られるとともに、人の交流による地域活性化や島田市情報の全国発信（シティプロモーション）が期待できます。

①見るスポーツの推進

スポーツを見て興味を抱き関心を深めることが、スポーツを始める原点にもなります。合宿をするトップアスリートと市民とが触れ合う機会を設け、スポーツへの関心を深める「きっかけ」づくりと市民競技者の技術力・競技力の向上に努めます。

事業名	内容
練習の公開	合宿期間中の練習を公開し、いつでも市民が見られる環境をつくれます。
合宿チームとの交流	実技指導や交流会などの合宿チームと触れ合う機会を提供します。
合宿チームの情報提供	インターネットやSNS等を活用し、当市を訪れるアスリートを紹介します。

②スポーツ合宿誘致活動と受け入れ体制の構築

当市の交通網の利便性や豊かな自然環境を活かし、全国からスポーツ合宿を誘致することで、交流人口の拡大に努め、スポーツのまちづくりを推進します。

また、スポーツ合宿誘致事業に加え、シニア世代スポーツ愛好者の受入も併せて行うことにより、更なる交流人口の拡大と地域活性化を推進していきます。

さらに、訪れるアスリートを「おもてなし」の心で迎え、支えることができる体制づくりを市域全体で取り組み、地域の活性化とスポーツ合宿のメッカを目指します。

事業名	内容
スポーツ・文化合宿補助金制度の活用	当市で合宿を実施した場合、補助金交付要綱に基づき宿泊費や航空運賃の補助金を交付します。
誘致に向けての情報発信	各種メディアや関係機関を活用するとともに、各種主要大会などに出向き合宿地情報や汗活事業を全国に発信します。
合宿受け入れ体制の構築	関係団体との連携を図りながら、合宿団体の円滑な受け入れ体制を構築します。

(2) 全国規模のスポーツイベントの開催

大井川マラソンコース「リバティ」や野球場、総合スポーツセンターなど市内のスポーツ施設を活用した各種スポーツイベントを開催し、市民との協働により「おもてなし」の心で当市を訪れる人々との交流を図るとともに、当市の情報を全国に発信します。

事業名	内容
しまだ大井川マラソン in リバティの開催	全国から参加者を募集し、フルマラソン大会等を開催します。また、観光PRや特産物の展示・販売などを行う「ふれあい交流イベント」や、「駅ひろ土産市」などを開催し、情報発信に努めます。

(3) 競技力の向上

当市出身の競技者が世界や全国規模の大会などで活躍することは、市民に夢や感動、希望を与えるとともに、競技水準の向上に資し、活力あるまちづくりに寄与します。

そこで、各種競技団体と連携し世界に羽ばたく可能性のあるトップアスリートを育成していきます。

① トップアスリートとの触れ合い

合宿誘致や全国規模の大会など当市の特長ある事業を活かし、当市を訪れるトップアスリートから高度で専門的な情報が入手できる環境を整え、指導者や選手の育成と競技力の向上を促進します。

また、オリンピックやパラリンピックを含む世界大会や、著名な全国大会で活躍する当市にゆかりのあるスポーツ選手と市民がふれあう場を創出し、後に続いていくスポーツ選手の育成につなげます。

事業名	内容
合宿誘致促進事業の利活用	練習の公開、実技指導や交流会を開催します。
しまだ大井川マラソン in リバティの利活用	情報交換会などの実施による交流機会を創出します。
プロスポーツクラブや大学との協定の活用	子どもたちへのトップアスリートによる実技指導により、競技力の向上を図ります。

② スポーツ関係団体との連携

島田市スポーツ協会に加盟する28の競技団体では、それぞれ競技力・技術力を競う大会を開催し、地域スポーツの振興と発展に寄与するとともに、多様な交流の機会を創出しています。

今後も、オリンピックを始めとする世界の舞台で活躍するジュニアアスリートの育成などを含め、スポーツ協会が、より積極的な活動を展開できるよう連携を強化し、競技力の向上を促進します。

事業名	内容
スポーツ協会との協働・連携	スポーツ協会との連携を強化し、活動及び運営を相互に支援します。また、スポーツ協会の組織強化に向けた取組の支援を行います。

施策の柱3 スポーツ施設の整備

■めざそう値（第2次島田市総合計画 後期基本計画より）

施設利用者数（社会体育施設）	基準値（R1）	目標値（R7）
	100万人	146万人

(1) スポーツ施設の整備と維持管理

市民の誰もが、それぞれの目的や年齢、体力に合ったスポーツを親しみ、交流や健康づくり、競技力の向上などを図ることができるよう、スポーツ活動の場を計画的に整備していきます。

①拠点施設の整備

拠点施設をはじめ、老朽化が進んだ既存施設については、市民の声を反映し緊急性や重要性等を勘案しながら更新・改修事業等を計画的に進めることで、利用者の安全性と利便性の向上を図っていきます。

■拠点施設の整備状況

事業名		内容	事業期間
横井運動場公園	サッカー場整備事業	利便性の向上に向け、施設の再整備を実施した。 人工芝サッカー場整備 8,970㎡	平成26年度 (実施済)
	島田球場整備事業	島田球場の耐震補強工事を実施し、老朽化の解消・利便性の向上等施設の良い維持、運営を図る。	平成27年度 (実施済)
		耐震補強工事、スタンドベンチ取替え工事 (済) 内野スタンド防水塗装工事 (済) 壁面緩衝材取替塗装工事 (済) 照明塔塗装工事 他 ナイター施設個別施設計画策定	令和5年度 ～ 令和14年度
		その他施設及び公園内周辺整備事業	緊急性、安全性の向上、長寿命化、利便性快適性の向上の観点から、計画的に順次整備や改修等を実施する。 トイレ・更衣室の設置 (済) 第二球場外野フェンス改修等 他
田代の郷整備事業 多目的スポーツ・レクリエーション広場「島田ゆめ・みらいパーク」整備	子供から高齢者までが気軽に遊べて、健康増進や地域内外の交流に寄与する施設を整備した。 令和2年6月6日開園	平成28年度 ～ 令和元年度 (実施済)	
総合スポーツセンター「ローズアリーナ」改修事業 メインアリーナ空調設備・照明設備改修事業	屋内スポーツにおける熱中症が危惧されることから、利用者の健康面での環境改善として、空調設備を設置し利便性の向上を図るとともに、消費電力の削減を図るため、照明設備の取替を実施した。 空調設備設置工事、照明設備取替工事	平成30年度 (実施済)	

②適切な維持管理

スポーツ振興の核施設として、平成22年度にオープンした総合スポーツセンター「ローズアリーナ」は、指定管理者制度の導入により質の高い市民サービスが提供され、多くの市民等が様々なスポーツを楽しんでいます。

また、既存のスポーツ施設については、民間に委託して適正な管理運営に努め、利用しやすい施設を目指します。特に、広大な大井川河川敷のスポーツ施設については、市民と協働して管理することで快適な環境を維持していくとともに、スポーツ振興に寄与できる新たな利活用を検討していきます。

また、身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、市民に一般開放している学校施設等（屋内運動場・屋外運動場夜間照明設備）についても、適切な維持管理に努めていきます。

第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民、地域やスポーツ関係団体、学校、民間企業などが連携し、協働で実践していくことが重要です。各々の役割を明確にすることで、計画の推進を図ります。

■市民・地域の役割

- 本計画の趣旨を理解し、運動やスポーツに主体的に取り組ましましょう。
- スポーツの推進のため、関係諸団体と協力しましょう。
- 運動やスポーツに関する行事や活動については、積極的に参加しましょう。

■スポーツ 団体の役割

- 運動・スポーツの推進に向けた広報活動に協力し、計画の周知と目標達成に協働連携して取り組ましましょう。
- 計画の推進に向けて、関係諸団体のネットワークを形成して協力しましょう。

■行政の役割

- 本計画が広く市民に理解され、実践されるよう、周知活動に取り組めます。
- 本計画が確実に推進されるよう、定期的に進捗確認を行い、適宜見直しを図ります。

第6章 資料編

1. スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収

めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。

以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水

泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その

他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

2. 策定経過

日程	内容
令和4年9月27日～ 令和4年10月11日	アンケート調査の実施 発送数：3,000票 回収数：951票 有効回収数：939票 (31.3%)
令和5年1月26日	令和4年度「第1回島田市スポーツ振興協議会」にてアンケート調査結果及び素案説明
令和5年2月9日～ 令和5年3月10日	パブリックコメント実施
令和5年3月22日	令和4年度「第2回島田市スポーツ振興協議会」にて付議・承認
令和5年3月29日	令和5年「第3回教育委員会定例会」にて付議・議決

第2次島田市スポーツ振興推進計画

令和5年3月

島田市 教育部 スポーツ振興課

〒427-0042

静岡県島田市中央町5番の1（プラザおおるり内）

TEL：0547-36-7219

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp>